



2016年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦 1 - 1 - 1  
代表者名 代表執行役社長 室町 正志  
(コード番号：6502 東、名)  
問合せ先 広報・I R部長 長谷川 直人  
Tel 03-3457-2100

当社海外子会社の民事再生手続（韓国の回生手続）開始申立てに関するお知らせ

当社と韓国・サムスン電子の合弁会社である東芝サムスンストレージ・テクノロジー株式会社（株主構成：当社 51%、サムスン電子 49%。以下「TSST」）が発行済株式の 50.1%を保有する韓国法人、東芝サムスンストレージ・テクノロジー韓国社（以下「TSST-K」）は、2016年5月11日開催の同社取締役会において回生手続開始（※1）の申立てを行うことを決議し、本日、韓国ソウル中央地方裁判所に申立てを行いましたので、下記のとおりお知らせします。

※1：日本法上の民事再生手続開始に相当します。

記

1. 申立ての理由

TSST-K は、当社が 51%、サムスン電子が 49%の議決権をそれぞれ保有する TSST の韓国 100%子会社として 2004 年に設立され、光学ドライブ（以下「ODD」）事業を運営してきましたが、同社業績が大幅に悪化したことから、当社は、2014 年 3 月に ODD 事業からの撤退方針及び ODD 製造委託先である韓国・Optis Inc.（以下「Optis 社」）の下での再建を目指すことを決定し、TSST が保有する TSST-K の全株式を Optis 社に 2017 年までに段階的に完全譲渡する契約をサムスン電子及び Optis 社との間で締結しました。

当該契約に基づき 2014 年 4 月には Optis 社が TSST-K 株式の 49.9%を引き受け、TSST-K の再建を主導し経営努力を行っていましたが、ODD 市場全体の急激な縮小・売価下落もあり事業の改善に繋がらないため、他企業の支援を得て再建を図るべく申立てを行なうこととしました。

## 2. 負債総額

TSST-K の負債総額は約 90 億円です。

## 3. 株式の評価額

当社は 2013 年度に TSST-K 株式の評価減損を計上し、現在同社株式の評価額は約 10 万円です。

## 4. 当社業績への影響

TSST-K に対して当社は約 6 億円(2016 年 3 月末時点)の債権を有していますが、全額引当を計上しており、また、TSST-K の負債についても当社は債務保証その他何らの契約上の責任を負っていないため、当社の当期業績に影響はありません。

## 5. TSST-K の概要

(1) 名 称	東芝サムスンストレージ・テクノロジー韓国株式会社 (Toshiba Samsung Storage Technology Korea Corporation)		
(2) 所 在 地	韓国スウォン市 (水原市)		
(3) 代 表 者	Juhung Lee (President and CEO)		
(4) 事 業 内 容	パソコンなどのコンピューター機器用の DVD ドライブなどの光ディスク装置の開発・販売		
(5) 資 本 金	10,728,565,000 ウォン		
(6) 設 立 年 月 日	2004 年 4 月 1 日		
(7) 株 主 構 成	TSST 50.1%、Optis 社 49.9%		
(8) 当事会社との関係			
資 本 関 係	当社の非連結子会社です。		
人 的 関 係	当社従業員が同社役員を兼務しています。		
取 引 関 係	当社と同社との間に直接の取引関係はありません。		
(9) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単体)	(ウォン)		
決算期	2013 年 3 月期	2014 年 3 月期	2015 年 3 月期
純 資 産 額	57,167,961,313	28,689,646,076	24,956,079,623
総 資 産 額	227,529,106,896	163,468,107,182	147,427,810,282
1 株 当 たり 純 資 産	211,655	152,063	68,708
売 上 高	996,825,525,875	814,761,157,100	554,508,360,975
営 業 損 益	-75,874,808,723	-37,196,440,625	-92,222,375,916

経常損益	-68,625,831,207	-28,478,315,237	-88,813,895,013
当期純損益	-70,207,197,409	-28,478,315,237	-89,055,242,393
1株当たり当期純損益	-65,309	-26,491	-41,504
1株当たり配当金	-	-	-

#### 6. 今後の見通し

裁判所は、本日から1カ月以内に回生手続開始に関する決定を行います。開始決定がなされた場合、回生計画案（※2）が作成され、その概要については、今後開催される関係人集会にて管理人より説明がなされる予定です。

※2：日本法上の民事再生手続における再生計画案に相当します。

以上